

**令和4年度  
第2回 高知市地域包括支援センター運営協議会 議事録**

日時	令和5年3月6日（月） 19:00～20:30	
出席者	協議会委員	藤井会長，神明副会長，池永委員，中本委員，有田委員，森下安子委員，藤井委員，公文委員
	基幹型地域 包括支援 センター	石塚所長，関田副所長，三橋ケアプランセンター係長，田部基幹包括担当係長
欠席者	森下正利委員	
	報告事項	高知市地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザルの審査結果について
	協議事項	（1）基準緩和型B事業の要綱改正について （2）次年度の認知症施策の取組みについて
	その他	（1）委員改選にともなう委員推薦依頼について
開会	19:00～	
<p>（田部）</p> <p>予定の時刻となりました，森下正利委員については，事前に欠席の連絡をいただいております。植田委員につきましては，今回初めての参加となりますが，欠席のご連絡はございませんので，恐らく遅れてご出席いただけると思います。来られましたらご挨拶いただきたいと思います</p> <p>ただいまより令和4年度第2回地域包括支援センター運営推進会議を開催致します。</p> <p>本日は部長，副部長は別業務がございまして欠席させていただきますので，開会にあたりまして健康福祉部福祉事務所 所長 入木 栄一（いりき えいいち） よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>（入木福祉事務所長）</p> <p>高知市福祉事務所長の入木でございます。開会にあたりまして，ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては，日頃は本市の高齢者福祉行政にご尽力いただきまして，誠にありがとうございます。</p> <p>また，ご多忙であるにも関わらず，高知市地域包括支援センター運営協議会にご参加いただき，重ねましてお礼申し上げます。</p> <p>本市では，令和元年度以降地域包括支援センターの民間委託を進めておりまして，令和4年度の機構</p>		

改革にて地域包括支援センターの統括部門である基幹型地域包括支援センターを課として独立させるなどの体制強化を図ってまいりました。

令和5年度よりは、これまで直営で運営をしておりました、春野地域包括支援センターを民間委託すると共に、後ほど議事にて事務局より報告がありますが、西部と南部地区のプロポーザル実施も予定しており、今後も高齢者の様々な課題にも細やかな対応ができるよう、身近な相談窓口として地域包括支援センターを充実させ、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでまいります。

また、介護保険制度に限らず、地域の多様な社会資源や住民主体の活動を推進し、地域での支えあい活動が活発になるよう基準緩和型サービスの拡大や、今後、高齢化に伴い増加が見込まれる認知症施策についても重点課題として取り組んでいきたいと考えております。ご協議お願いいたします。

最後になりますが、本市が、高齢になってもいきいきと自分らしく生活できる街づくりを推進するため、委員の皆様のお力をお貸しいただきたいと願っており、忌憚のないご意見やご要望等いただければ幸いです。

本日はよろしくをお願いいたします。

(田部)

この協議会は公開の対象となっております。議事録作成のため、皆様のご発言内容については録音させていただきますことをご了承ください。

まず、委員の交代についてご説明させていただきます。

高知市医師会より伊与木様に委員としてご参加いただいておりますが、令和4年11月にご退任されましたので、今回より植田 一穂(うえた いっすい)様に委員としてご参加いただくこととなりましたので、また、来られましたらご挨拶いただきます。

#### 会長選任

また、伊与木委員につきましては、本会の会長を務めていただいておりますので、会長の選任を行いません。どなたか立候補はございませんでしょうか。

特にいらっしゃらないようでしたら、事務局より提案させていただいても構いませんか。高知市医師会 藤井委員に会長をお願いしたいです。皆様よろしいでしょうか。承認いただけましたので、会長を藤井委員、副会長は神明委員に引き続きお願いします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の会次第が表紙になっております、ホッチキス止めの資料が1部となっております。お手元に資料の無い方はいらっしゃらないでしょうか。

それでは、これより議事に入りますので、ここからの進行は藤井会長をお願いいたします。

(藤井会長)

前任者と比べると知識も不十分で頼りない会長となりますが、頑張ってやっていきますので、よろしくをお願いいたします。

#### 報告事項

高知市地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザルの審査結果について

まず、第1号議案 報告事項について事務局よりご報告をお願いいたします。

(関田副所長)

基幹型地域包括支援センターの関田です。

お手元の資料の6P, 7Pをお開ください。

報告事項ということで、今年度の高知市地域包括支援センター運営業務委託に係る公開型プロポーザルの審査結果についてのご報告と、令和5年度実施予定の地域包括支援センターの委託業務に関する公募の基本方針についてご説明させていただきます。

まずは、6Pになります。今年度の審査結果についてご報告させていただきます。

高知市地域包括支援センター運営業務プロポーザル選定委員会において、受託候補者を下記のとおり選定し、契約させていただいております。業務概要、(1)業務名等につきましては、センターの運営業務ということで、今回は7圏域をプロポーザルにて選定しております。契約期間につきましては契約締結日から令和10年3月31日までということで5年間の委託期間となっております。前回までは3年間の委託期間でしたが、安定的な運営ということを考えて今回5年間としております。

介護保険法第115条の45第1項及び第2項に規定する業務等(地域支援事業等)について、更なる支援体制の充実を促進するために、高知市が定める14圏域において効率的・効果的な地域包括支援センターの運営を図ることを目的としておこなっております。

2番目のところに審査日時を書かせていただいておりますが、3日間の選定をおこなっており、審査結果については3番にありますとおりに、上街・高知街・小高坂、下知・五台山・高須、三里、布師田・一宮、秦、大津・介良につきましては、選定に対して1法人の応募がありまして、選定結果、ご覧の法人様との契約させていただいております。

春野につきましては、令和5年度から委託ということで、今年度初めてプロポーザルを行いました。2法人の応募がありました。選定の結果、永島会様に委託するという形になっております。4番のところは契約者の名称、所在地ということで各センターの委託先と所在地を記載しておりますので、令和5年以降の5年間この圏域のセンターにつきましては、この7法人に委託する形となっております。

7Pをご覧ください。令和5年度、西部・南部の地域包括支援センターのところで、4番の支出予定金額のところは6法人の名称がありますが、旭街、潮江、初月・鏡、朝倉、鴨田、長浜・御豊瀬・浦戸の6法人につきましては、今年度と同じような形でプロポーザルを行うようにしております。

件名のところですが、6圏域の地域包括支援センターの運営業務の委託となっております。業務内容については、現状と大きく変わりませんが、相談支援業務、権利業務等そちらに列記されているものになります。契約予定期間については、契約締結日から令和11年の3月31日ということで、今年度と同様に5年間の契約期間・委託期間として選定を行うようにしております。

支出予定金額と委託センターについては、4番のところをご覧いただきたいと思います。

契約方法については、5番にありますとおりに公開型プロポーザルということで、応募を募って選定することになっております。

6番のところは今後のスケジュールの案ということで記載しておりますが、詳細が決まりましたら公表していくようになりますが、現状の予定としては、令和5年4月に募集要項の告示を行い、質問等を提出期間5月頃、提案書を6月頃いただき、7月中にはプロポーザルの選定委員会を開催して、8月頃には契約締結ができればと考えております。

実際の委託開始につきましては、令和 6 年 4 月からとなりますが、契約締結については 8 月までには終わらせたいと考えております。

今年度の選定結果と来年度の基本方針となりますので、よろしくお願いいたします。

#### 質疑応答

(藤井会長)

7 圏域の審査結果は、前との比較をしていないですが、選ばれたところは再任のところが多いでしょうか。

(関田)

上街から大津までの 6 法人につきましては、前年度まで委託いただいた法人様となり、新たらしいところはございません。

(藤井会長)

これまでの流れでいくと、来年度の公募についても同じところで手慣れたところが手上げしてくれそうだということでしょうか。

(関田)

プロポーザルとなりますので、基本的には選定とはなりますが、支援の継続性を考えると手を挙げていただきたいと考えております。

(中本委員)

令和 5 年の支出金額の年間限度額が、48,770,000 円、36,770,000 円、42,770,000 円が 3 パターンは人件費ですか、事業内容規模ですか。

(関田)

各センターにおいて、センターの職員の配置人数が異なりますので、職員一人あたり（人件費）の計算となっております。

(植田委員)

6P の審査結果の総点数が 770 点と 660 点とありますが、どこが違いますか。

(関田)

審査の委員さんの数で、当日欠席の委員さんもおりましたので、そのぶん総点数に差があります。

(藤井会長)

よろしいでしょうか。報告事項を終わりました、次の協議事項に移ります。事務局よりご説明お願いいたします。

協議事項

- (1) 基準緩和型 B 事業の要綱改正について
- (2) 次年度の認知症施策の取組みについて

(関田)

お手元の資料 8P からお願いいたします。先ほど入木からの挨拶にもありましたように、基準緩和型事業や認知症高齢者の支援につきまして、令和 5 年度以降重点的に取り組んでいきたいと考えております。地域包括支援センターにおける活動、取り組みが重要になっておりますので、こういった活動であるかといったことについてご意見いただければと思います。

まず、8Pの基準緩和型B事業について説明させていただきます。下段に書かせていただいておりますように基準緩和型サービスは介護保険制度の中の事業であります。地域支援事業のひとつとして介護予防日常生活総合事業がありまして、図にありますとおり、従前相当、C類型、A類型とありますが、赤囲みのB類型を事業化しております。今回は、事業の考えと見直しについてご報告させていただきます。9Pの上段のところですが、令和3年度に基準緩和型B事業を創設させていただいており、支える側と支える側といった線引きなく地域の誰もが参加できて、何等かの理由で虚弱になっただとしても地域の中で役割をもって安心して暮らしていくことが継続することができることを目指して事業化しております。総合事業といったくりががありますので、その中で対象者がくくられているところがあります。要支援者相当する者で、介護予防ケアマネジメントを受ける流れであったり、基本チェックリストを用いた簡易的な対象者選定など一定要件を経てサービス事業の対象者選定を受けるといったこととなっております。9Pの下段には、いきいき百歳体操とB事業の比較について記載しております。国の間などを記載しておりますが、青の四角のところを見ていただきたいですが、通所型B事業の対象者は、要支援者が中心となりまして、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用可能なサービスという形となっております。体操については定期的ではあるが見境なく参加できるといったところの差もあります。また、住民の多様なニーズに対応できる通いの場として基準緩和型B事業を導入したといった経過があります。

10Pと11Pの上段には現在設定しております各事業の要件を記載しております。10Pの上段は通所型サービスB事業の要件になりまして、週3日以上で開催であったり、内容としては社会交流、介護予防に資する活動、対象者については、事業対象者、要支援。運営補助については開設準備費と運営補助として構成しています。下段について、開設準備金と運営補助について記載しておりますが、利用者については、要支援認定があるかどうかによって費用が発生するかどうか変わってくる状況です。11P上段には訪問型サービスB事業について記載しており、要件、内容、対象者を書かせていただいている。11P下段に要支援の方を対象としており、制度上のしぼりがあります。

12Pをご覧ください。事業を開始したが、使っておりました団体住民よりご意見をいただき、進めていくにおいて運営の見直しが必要となっております。頂いたご意見としては、下段に記載しておりますが、補助要件の課題、補助が補助対象者で変動があるため運営が難しい、補助額が少ない、補助要件が厳しい、認定の有無を気にしてしまう。人材的な課題としては、ボランティアの質の担保であったり、事業実施の理解が不十分で説明ができない、心理的な負担がある。その他の点では、契約・プラン発行が必要なことがあって利用しづらい、事務が煩雑といったご意見を頂いており、今後、広げていくためにはこういった課題を解決していかないと広がっていかないとかんがえております。このようなご意見をもとに13P以降に次年度に向けての見直し案を作成しております。13Pの下段、補助金の要件見直し、多様な活動への一部補助ということで一定固定経費を支払っていくということで変えていくことで考えている。運営持続可能性を考え、5名以上の住民組織での補助を対象とするといった見直しも予定している。また、13Pの右図にありますように移動支援についても検討して見直し予定としております。

14Pの見直しの要件について事務処理が煩雑といったご意見もありましたので、簡素化を図っていき、14P下段に記載にありますように、基本的にはケアプランの交付が必須ということでしたが、ケアプラン取り扱いについても必須ではないとの回答を四国老健支局より回答をいただいております。必要ないと

ということではないが、それがないと使えないということを運営上していきたい。

15Pでは、多世代による仕組みづくりということで、B事業にボランティアとして参加いただく方にボランティアポイントを付与する運営をしていますが、その点についても見直しをしていく予定としております。15Pの下段にマイレージ事業の概要を記載しているが、ボランティア活動することでポイントを貯めていただき、それをですかのチャージ券や商品券に交換するよう運営していております。

16Pの上段、令和4年度のマイレージの運用に関して変更点1・2・3と記載しておりますが、従前は年齢の制限があったり、認定があれば該当としない等、ボランティアの内容などにも要件がありました。令和4年度より年齢撤廃をして、高知市民であれば活動していただき、登録も必要ではあるが若い方にもボランティアとして参加いただきたいとしている。現状は、制度上分かれており、紙ベースでの管理もおこなっており、それらの統合であったり、高知県がポイント制度の管理に関してICTを活用してシステム管理も進めておりますので、紙でのポイント管理ではなくスマホなどの管理方法の導入等も目指していきたい。

下段に高知市の移動支援について記載しております。地域課題として中山間や海沿いの高齢化が深刻で公共交通機関が少ないといったこともあります。基準緩和型B事業の立ち上げ予定の住民組織より移動支援のニーズといったこともあり、高知市としては、基準緩和型B事業の一体的な取り組みの中で移送支援に対する支援も考えていくといったことで検討進めております。一体的に取り組む理由として、移動のニーズもあるかと思いますが、移動支援のみというより、医療機関の受診同行や、重たい荷物の買い物支援といった生活支援も同時に必要といったことも考えられており、移動支援を単体で取り組むというよりは、基準緩和型Bと移動支援を一体的に取り組むことで日常的なニーズに対応できるのではないかと考えています。

こういった内容で基準緩和型B事業を見直し、令和5年度以降広げていきたいと考えています。

続きまして17Pのところですが、次年度の認知症施策についてもご報告させていただきます。

認知症になっても安心して外出できる街を考える会（仮称）1番に趣旨・目的を記載しております。認知症高齢者が増加することは想定されており、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。そんな中で認知症が原因で行方不明になる方が年々増加しており、ご本人や家族にとっても大きな不安や課題となっている。行方不明となった場合でも、99.3%の人が1週間以内に保護され所在が明らかになるとなっておりますが、一方で行方不明から5日以上経過すると生存率が0%となっており、早期発見が重要であることが示唆されています。認知症になっても安心して行きたい場所へ外出できる街づくりと、行方不明になっても早期発見できるネットワークづくりなどの仕組みづくりを関係団体と協議を進めて体制構築、支援の方法などを検討していきたい。下のほうに行方不明者対応件数を記載しておりますが、14の地域包括支援センターが把握した件数で県警が把握している数とは異なると思いますが、センターが令和4年4月から12月まで把握した件数として全体で58件の対応があり、警察介入後に無事保護された件数が48件、残念ながら死亡発見となった方が3件ある。多くの方が発見されておりますが、死亡発見になってしまう方もいらっしゃいますので、早期に発見するような仕組みが重要であるとかんがえております。しかし、人海戦術で見つけるには難しさもあり、何等かの機器であったり、仕組みが必要ではあるが、現状GPSなど検討しておりますが、なかなか十分どころがないた

め、そういった部分も含めて様々な関係機関にご意見いただきながら体制構築に努めたいと考えております。開催内容については2に記載しておりますが、認知症検討部会として考えており、検討内容としては、行方不明者を早期に発見できる仕組み、見守りネットワークづくりの構築、外出することの仕組みづくり、行方不明時の捜索方法、意思決定支援のあり方などを検討したいと考えております。年3回程度の開催予定としており、可能であれば、第1回目を令和5年5月頃には開催したいと考えています。参加予定者は、認知症当事者、認知症専門医、地域包括支援センター、警察、民生委員児童委員等にご参加いただきたいと考えており、オブザーバーとして高知県のほうにも参加いただきたいと考えております。これから意見交換をしながら検討を進めていくため、こういった方向に進んでいくのか、こういった体制ができるのかは、今後の検討によりますが、早期発見や日常的からの支援も重要となっておりますので、参加いただいた方のご意見を踏まえ、高知県とも協力しながら支援体制の構築に繋がればと考えております。事務局からの報告は以上です。

#### 質疑応答

(藤井会長)

2つの議題がありました、基準緩和型B事業の要綱改正についてですが、どなたかご意見ないでしょうか。

(公文委員)

質問ですが、基準緩和型B事業の事業者さんは今どれぐらいいるのか、地区割を教えてください。

(田部)

事業所としては通所2か所、訪問1か所、通所と訪問併用が1か所。地区としては、通所が「ふらっと旭」で旭地区、通所と訪問併用型が潮江の「ほっと笑」、訪問のみが「一宮成年団」で一宮地区となっております。制度の見直しのため、今年度いくつか、ご相談いただいている事業所もありますので、これから新規で立ち上げ予定は4～5か所相談があり、通所・訪問など形態はさまざまですが、今多く相談があがっているのは南地区のほうが多い印象です。

(神明委員)

今の話に関連するのですが、現在、介護従事者が深刻に不足している状況です。訪問というのが要支援者、事業対象者となって、主に生活支援として始まっていると思いますが、今後を考えると、この部分をもっと手を入れていただきたい感想をもっています。1か所一宮成年団が開始されておりますが、実績がどうなのでしょう。これを開始するにあたって、ヘルパー事業ですので、研修はどのようにされているのか。

(田部)

まず一つ目の成年団としての実績については、定期的な支援というより単体の支援が多いように伺っております。10月から事業開始しておりますが、実際に事業を運用できたのが12月頃でしたので、例えば、大掃除の窓ふき、不燃物のゴミ出し、電球交換や模様替えのようなもので依頼されているようです、件数は少ないですが、これからそういったニーズを居宅のケアマネさんから聞き取りながら広げていきたいとお伺いしております。研修につきましては、団体向け研修と活動者向け研修の2本立てで行っております。訪問する際にご留意いただきたいこととして、感染対策や個人情報の保護、ご本人の自立を妨

げないような自立支援・介護予防目的として支援いただくことについてお話をさせていただいております。実務的なことはお伝えては出来ていなくて、生活支援というところで守っていただきたいことをお伝えしています。また、花王との包括協定を締結したタイミングでしたので、花王の方にお掃除のコツや手洗いのコツなど、市民向け講座を企業とコラボした研修を行いました。内容の見直しは必要だと考えておりますが、企業とコラボしながら研修体系を作っていきたいと考えております。

(中本委員)

利用するにあたって、もしくは利用した際、要望であったり苦情、事故があった場合の連絡先、相談、責任は基幹型になりますか。

(田部)

一応基幹が受けることにはなっておりますが、一旦は代表の方がおりますので、代表の方に相談いただくということで、緊急時のフロー図をお示ししております。どうしても課題が解決できない部分や、もし物を壊した場合については、ボランティア保険に入っておりますので、そういった場合は市社協のボランティアセンターに問い合わせさせていただくことになります。利用者様とのトラブルの場合については、包括やケアマネさんが仲介することなども多いかと思っておりますので、そういった場合は包括などが仲裁に入ることもあろうかと思っておりますが、どうしても課題解決しない場合は、代表の方や当事者の方から基幹型のほうへ連絡をいただくようになっております。

(中本)

多様なニーズに多様なサービス提供となった時に大賛成です。その一方でよくないニュースもありますよね。虐待であったり、事件・事件事案などもありますよね。そこらあたりに事業を受託いただく時にしっかりと教育させていただいて、例えば、介護保険であったり病院であったら入職時に必ず、虐待であったり不適切なケアが何かといったことを教育・研修をしているのですが、そういったことも是非取り組んでいただいて、研修などで種を沢山まいていただくと・・・お願いいたします。

(田部)

研修は1回目、簡易的な研修で行っておりますが、フォローアップ研修として認知症の人への対応や困りごとがでてきた時にフォローアップ研修もできることを代表者の方にお伝えしています。1個に沢山盛り込むと高齢者の方がボランティアに来られることも多く、内容が盛り沢山で入らないといったご意見もありましたので、最初はどうしても守ってほしい個人情報保護や衛生面など守るべきところを重点的にお伝えして、その後のフォローアップ研修でやっていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

(藤井会長)

根本的なところで確認させてください。今回の通所型サービスBの9Pの下の文ですが、アンサーのところで、要支援者であっても要介護者であっても一緒に参加できるということで要介護者の方もターゲットにしているということですよ。次のページのイラストのところ、要介護ありで食事ありの図の部分でイメージが今一つ分からないのですが、要介護者の方がこの事業を利用するのは、どのぐらいの多さで利用される方がいるのか教えていただきたい。

(田部)



総合事業の対象者が、事業対象者と要支援者となっておりますので、現行の10Pの現行サービスの要綱要件の中に、補助金の対象者に要介護者の方は含まれていないということになっており、下段の図で要介護者の認定がありで、食事ありの場合でも補助金としては0円となっております、実費負担は事業所が請求することは可能としています。来年度からは対象を幅広くしても構わないとしています、基本的には住民主体の活動ですので、介護度が高い方で身体介護が必要となってくると、地域のボランティアさんでの対応が難しい部分もでてくると思いますので、事業所さんが受け入れ可能な状態かどうか、要介護度の認定のある方がその事業所を利用するとなれば、ケアマネさんから依頼があったりということになるかと思っておりますので、ケアマネさんと相談しながら協議した上で受け入れさせていただければと思います。

(藤井会長)

ちょっとグレーのところですかね。要介護度の認定の方が利用できるかどうかはその都度そこで判断するとなると、なかなか大変、手間としても大変かと思いますが。実際には要介護の方が利用することはないのでかなと思いますが、今、現実に動いているところではどうですか。

(田部)

基本的には事業対象者、要支援者や元気な方が利用されていることが殆どです。ですが、住民さんも介護度などを十分把握していない場合もあるかと思っておりますので、やり取りでは分からないけど、実際には認知症があって介護度があるとか、いきいき百歳体操の利用者の中では、これまで認定のある方は非該当にしておりましたので、1割程度の方は要介護1とか最高で要介護4の方で利用されておりましたので、もし近隣の方でご家族やご本人から利用したいといった希望があり、事業所さんも前々から知っている方であれば、もしかしたら受け入れしていただけるということも可能性としてあるのかと思います。

(藤井会長)

分かりました。ありがとうございます。

(森下委員)

高知市としてはB事業を拡大していくことの理解でよろしいでしょうか。早速課題をヒアリングされて、課題整理して要件見直しするなど取り組まれたことは非常に良いことだとお聞きしました。ボランティアの年齢制限を撤廃したところで、事業に携わる事業所をどう増やしていくのか、事業に携わるメンバーをどう増やしていくことも課題かと思いますが、高知市としてどのような戦略を持っているのかお聞かせください。

(田部)

これまでマイレージは65歳以上で認定のない方と制限をしておりましたので、年々右肩下がりで、コロナの影響もあって、ここ3年間で登録を廃止する方も多く、300名の登録から半分ぐらいに下がったのですが、今年度、年齢撤廃したことで新規登録者が200名弱増えました。一番下では小学生が登録いただいております。基本的には年齢を撤廃しておりますが、事前研修を受講していただくこと、自分で自立してボランティアを理解して活動できることが要件としてはあります、事業所に負担とならないよう自立したボランティアでないといけないため、ボランティアセンターと協働しながら行っております。ボランティアセンターで生活支援ボランティアの育成といった取り組みもされており、地域の中でのボラン

ティアの初めの一歩のような研修会を開催していただき、一宮成年団さんも生活支援ボランティアでボランティア体験を積み重ねて自信をつけて、次にB事業を取り組もうかと段階を踏みましたので、ボランティアセンターの方々と協働しながら広げていきたいと思っています。

(森下委員)

地域の方々と一緒になりながら広げていくということ分かりました。大学では、学生は就職にあたってボランティア活動について重視される傾向もあり、学生さんも関心をもっていることも多いため、様々な組織・団体と一緒に広げていただければいいのではないかと思います。

(田部)

ちなみに学生のボランティアさんも県立大の学生さんも来てくださっており、その方が3期生ですので、今後、就職活動で忙しくなるため、次の2期生に引き継ぎをしてボランティアして下さっております。もしお構いなければ掲示板に掲載いただくと、もっと広がると思いますので助かります。

(植田委員)

基本的なことでお伺いしたいのですが、この事業は、介護保険は使わないのですよね。介護保険の保険サービスではなくて、あくまでも普通のサービスですよね。

(関田)

資料の8Pの下のところ基準緩和型のサービスの紹介させていただきましたが、基本的には介護保険制度の中の仕組みでございます。介護保険制度の中の地域支援事業の部類がありまして、その中の介護予防日常生活支援総合事業に位置付けられている。従来型といったものが現在の要支援1・2の支援の中でデイであったり、ホームヘルパーなどの位置づけとなっておりますので、その基準を緩和した形でA類型やB類型などがあります。基本的に介護保険制度の中ですので、保険の財源が入っておりまして、50%が1号保険、2号保険でして、1号が23%、2号が27%でして、残りの半分が国、県市の負担となっております、国が25%で県12.5%市12.5%となっております。

(植田)

要支援の方が他の通所を使った場合、この制度では余裕があったら併用して利用することができるのか。

(関田)

一応従前相当やA類型については国の要綱上、併用が不可となっておりますが、B類型につきましては併用可となっておりますので、介護サービスを使いながら、従前相当のサービスの利用は可能です。主体は住民となりますので住民さんのほうが受入れ可能とか、対応可能ということであれば利用可能ということになります。

(植田委員)

訪問型で高齢者の電球を交換するとか、非常に困っている方もおいでるので助かると思いますが、利用する場合は事前登録が必要でしょうか。

(関田)

利用者の登録ということでしょうか。基本的にはサービス利用にあたっての原則的なものはありますが、なかなか厳しくしていくと利用につながりづらいということもありますので、ご相談しながら柔軟に対応していく形にしております、必ずしも事前登録が必要ということではないです。

(神明委員)

16P の移動支援についてですが、中山間地域や海沿いの高齢化が深刻であるとの記載がされておりますが、まずは中山間部、海沿いの地区を優先的にモデル事業的な形で開始されるのでしょうか。一体的に取り組む理由ですが、そこに移動支援のみというよりは、医療機関への受診同行ということを書いておりますが、先程も申し上げましたが、ヘルパーの人材不足ということで受診同行がなかなか難しいですね。結局はケアマネジャーが同行することになるのですが、先月うち一人のケアマネは7回受診同行しました、受診同行には加算がつくようにはなったのですが、病状調査ができるといった利点はありますが、常にそのような状況ではなく、ヘルパーの代替といった形で変わりに同行といったこともあります。私も先週6時間病院に同行しました。これは課題としては、病院の中のことは病院内で解決すべきであることが基本なんです、どうしても同行せざるを得ないということができてきている。こういった課題が現場ではあるといったことも踏まえて今後進めていっていただきたい。

(中本委員)

1ポイント25円を集めるといったことはどんなボランティアをしたら良いのか等一定の要件があるのですか？

(田部)

健康づくり活動はいきいき百歳体操に参加していただき、1回のスタンプが25円となっており40個貯めていただき年間1,000円の上限です。ボランティアに関しては、これまで3冊に分かれておりました。当初年齢撤廃するまでは、こうち笑顔マイレージの活動の主が施設ボランティアでしたので、高知市が指定する事業所に出向きボランティア活動をしていただくと、1スタンプは100円分になります。1回2スタンプ、1日4スタンプ押すことができておりました。その後、基準緩和型の通所と訪問が追加となり、合算で上限40,000円までとしておりましたが、ボランティアをさび分けしていくのもおかしいということもありましたし、これまでの指定受入れ事業所が3年間にコロナの影響で受入れが全てダメな状況でして、これまで活発に活動されていた方々の活躍できる場所がなくなってしまいました。そういった方々が地域で活躍できるようにボランティアというくくりで一体的に上限を40,000円として、施設ボランティアや基準緩和型でのボランティアもありという形でボランティアをしたらポイントを押すということに、ボランティアの活動時間によってスタンプを押す数が違います。

(中本委員)

指定施設は、手上げ方式で自由なのでしょうか。

(田部)

施設ボランティアは指定事業所として高知市が指定しているところになります、HPに指定事業所の一覧を掲載しております、こういったボランティアを募集しているのか一覧にしておりますので、事前にボランティアセンターにご相談いただくか、指定事業所にご連絡いただくこととなります。ボランティアするためには、手帳が必要なのですが、手帳をもらうために事前研修が必要になります。施設に直接連絡いただいた場合にも施設の側が受入れ可能ということになればボランティアセンターがマッチングと事前研修をしてボランティアが開始という形になっております。

(中本委員)

移動支援は出来ればいいなと思っております。大きくなくて良いので自宅の近くとか、地域ごとに展開してくれればいいと思いますが、運転手もボランティアですよね。その人の事故のことも検討しているということも懸念材料として記載もされており、ルールも作られると思いますが、具体的に運転手の方の資格要件や適性要件などはありますか。

(田部)

事故等に対する不安の声も住民の方からもあると思いますので、移動送迎支援をされる組織に対して移動送迎運転協力者運転研修プログラムを受講していただきますと、大臣認定の証明書を発行することができます。そこに実務の運転講座や介護の仕方の指導もありますので、自信をもって取り組んでいただける方となります。

(中本委員)

費用のほうは、それは市が負担されるということですか

(田部)

そうです。

(中本委員)

先ほど神明さんからも話がありましたが、通院のケアマネさんの同行補助が高知市内に限らず県内全域で大変と聞きます。自分もヒアリングもありましたが、病院の中に入った後もケアマネが付き添わなくてはいけないし、ケアマネによっては、一人の利用者さんに1か月の間に複数回、各診療科に付き添っていかなくてはならない、それを病院から求められることもあると聞きました。医師会を通じて、医療機関にも通知を出してはどうでしょうかと提案するなど、ケアマネ協会や県などとも話をしています。玄関入って患者さんが来られたら医療機関が対応しないといけないルールとなっていると思いますので、お互いの歩み寄りでどうなっていくかなと心配をしております。付き添いがいないため受診を控えているのも現実問題としてあるようですので、移動支援と受診同行を一体的に整理していればいかなと思います。特に一般もそうですが、精神科系などは受診にお時間がかかるといいますし、認知症の方などもそうかと思えます。その点もご検討いただきたいです。

後それと、もう1点、認知症になっても安心して外出できると、いわゆる安心して散歩できるといったことが出来ればいいと思いますが、先駆的にやっている市町村や県内、もしくは県外でありますか。見守りネットワークで上手くいっているとか、事故件数が減ったとか、発見が早まったとか。

(田部)

町田市とか、御坊市さんとかいくつか認知症の全国合同セミナーなどでも先駆的に取り組んでいるところをご紹介いただいておりますので、参考にしながらというように思っております。課題を感じていたところに、警察の方からも今年度に入ってかなり増えており、何とかしなくてはいけないとご相談してくださったことや、現在、認知症の当事者で希望大使となられている山中しのぶさんが、希望大使になる前に認知症の行方不明の方と一緒に探したお手伝いした経験から、なんとか早く発見するための仕組みづくりが必要なのではないかという意見もあり、本格的に取り組んでいきたいと思いました。色んな自治体にも聞き合わせをして、これといった良い機器があるわけでもなく、デメリットもあり、導入に対して二の足を踏んでいたのですが、警察の方や当事者の方の声もいただき、前向きに進めていきたいと考え

企画をしました。

(中本委員)

実際に数値が示されておりますが、警察介入後と介入していない場合があるということですが、介入して無事保護された数というのは、実際警察が保護した、もしくは警察に連絡して良い意味で大騒ぎとなり、一般の方が発見されたということもあるのでしょうか。

(田部)

そういったこともあります。親族の方が保護されたり、近隣や知人の方が発見されたということもありますので、全ての方が警察の方に保護されたということではないです。

(藤井会長)

今 2 番の認知症のほうに質問が入ってきましたが、1 の基準緩和型のほうはこの辺でよろしいでしょうか。先程の受診同行のところはかなり問題であると思いますのでコメントをいただければ。

(関田)

基準緩和型Bの事業内容としての考えているところですが、一定住民さんの活動です、それぞれの地域や住民さんの活動方針にも寄ってきますので、どこまで話ができるかといったこともあります。話をする際にはこのような状況もお伝えし、分かっている方もいるのかもしれませんが、そういった部分もお伝えしながら、住民さんのニーズに対応できる形を住民さんと一緒に考えていきたいと思っております。状況によって、そういった検討の際にその場でご意見をいただく等のご協力をお願いしたいと思います。その際はよろしく願いいたします。

(藤井会長)

基準緩和型B事業については、一旦終わりにさせていただきたいと思っております。認知症施策についてですが、非常に難しい問題ではあると思っておりますが、他にご意見ございますか。

考えてみてもなかなか具体的な良いイメージがわいて来ない問題で非常に難しい問題で、確かにいざこうなってしまった時のご家族のことを考えると、今準備しておけばよいと思っておりますので、是非今後頑張って検討してください。

(植田委員)

事業とは関係ないですが、行方不明の方と保護された方ですが、保護された方は近くの警察の方とネットワークがあるということと、下着と持ち物全て名前と住所を書いている方が保護されていると思うのですが。アナログ的なこともおこなっているのでしょうか。アナログ的なことも徹底していかないと進まないと思うのですが。

(田部)

他の自治体では、GPSと一緒にQRコードをシールのようなものをアイロンで簡単につけることができるものがあります。お名前をそのまま書くと個人情報そのまま出してしまうため、QRコードを活用して行っているようです。シールですと予算的にも安価に購入することもできるため、いくつかの持ち物や荷物、衣服にQRコードを貼っておいて、保護した際にQRコードをつけていないかというのを読み込んでいただくとご本人の個人情報が全て分かるようになっているようです。検討の段階では機器のみだけではなく、そういった方法も活用したい。ご本人の情報が名前だけで分からなかったり、名前が言

えても住所が言えなかったり、フルネームが言えなかったり、QRコードである程度の個人情報を把握するような仕組みもあるようですので検討していきたい。

(植田委員)

住所と名前と電話番号を衣類に張り付けていると确实だと思いますので、QRコードは一瞬かつこいいですが・・

(田部)

ご家族がおいでで、同意が得られた場合には、そういった方法もよいかと思います。

(藤井委員)

はっきりでは分からないかもしれませんが、死亡発見はどこで発見された等は情報がありますか。

(田部)

手元の資料がなくて詳細をお答えできません。

(藤井委員)

誰も立ち入らないところに入り込んでしまって、発見されたとなると、一般の方が探しても発見することは難しいと思われまので・・

(関田)

3件の詳細は手元にはありませんが、これまでの死亡発見事例ですと、川への転落、山に入ってしまった等を聞いております。分からないところに行くパターンとか、見つかったケースについてもご家族と一緒にいたけど、急に走り出して行方不明のパターンもあると聞いております。それらを含めてどのような対応ができるか、GPSやQRコードなど様々なことを検討していきたいと思います。

(藤井委員)

これが一つの切り札となるものは多分なくて、いろいろと組み合わせながらやっていかないといけないと思います。また招集されたらご検討よろしく願いいたします。

(中本委員)

今日説明していただいたことを市民に広報していただき、もしくは、お散歩される方は高知市以外もでていくでしょうから、周辺市町村にも協力いただき、24時間、72時間たってから大事になる前にいなくなったと通報連絡があった場合に、出来る限り迅速に、事が小さいうちにアクションを起こしてくれたらと思います。2日3日たつと自分自身も苦い想いがあり、残念な想いをした経験もあります。早いうちにすぐ連絡していただいて、ネットワークが出来ればと思っております。後は市民への啓発をしっかりしていただければと思います。

(田部)

市民啓発のほうも今後していきたいと思っています。見守りの仕組みの中で以前にお試しでエーザイさんからお借りしたミマモリオというアプリと連動するものがあるのですが、それを使っている自治体さんではアプリを使っただくのを住民さんをお願いをしており、認知症サポーター養成講座を受講された方で同意をいただいた方にアプリをダウンロードしていただき、見守り体制をつくるといった方法も伺っております。安くて、活用しやすいといった点や、軽くて小さいといったメリットもありますが、小さいために失くすといったデメリットもあり、他の自治体は全て無償で提供したそうですが、何回

も失くすため予算をオーバーしてしまうので、運用に困っているといった意見もお聞きしました。GPSのような正確性もなく、見つかるまでアプリを起動してもらうため充電がなくなるといったデメリットもあり、これといったものはないですが、そういった見守りをしてくださる方にメーリングで送れる仕組みなどもあるようなので、そういった見守りしてくださる方を増やすため、市民啓発についても認知症サポーター養成講座とセットで行いながら見守りしてくださる方を増やしていきたいと思います。特に企業の方は営業で外に出る機会も多いと思いますので、そういった方に心配な方に声掛けしていただけたら、最近では企業の方への認知症サポーターの機会も増えておりますので、そういった部分で、今後は更に見守りのネットワークの網目を細かくしていきたいと思います。ありがとうございました。

(藤井会長)

そうしましたら、議事はこれで終了となります。